インボイス制度講習会

令和５年１０月１日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。

インボイス制度とは、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式のことで、「適格請求書等保存方式」とも呼ばれます。この制度が始まることにより、適格請求書発行事業者の登録手続きや、請求書、領収書等に必要事項を記載するなどの対応が必要となります。インボイスを発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録手続きは令和３年１０月から受付が始まっています。

本講習会では、インボイス制度の基本的な概要等をわかりやすく解説いたします。

【日　　時】　令和３年１２月１６日（木）
　　午後２時～午後３時
【会　　場】　北本市商工会館２階会議室
【講　　師】　上尾税務署　個人課税第一部門担当職員
【受 講 料】　無　料
【主　　催】　北本市商工会・北本市青色申告会
【定　　員】　３０名
【申込方法】　下記参加申込書に必要事項をご記入のうえ、ＦＡＸまたはご持参下さい。
【申込締切】　令和３年１２月１０日（金）

■受講にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクの着用・手洗い・手指の消毒などにご協力下さい。

■講習会前に受付で検温を実施し、37.5 度以上の場合、受講をお断りする場合がございます。

受講申込書　（12/10 締切）このまま切り取らず送信してください

事業所名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

受講者名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

北本市商工会ＦＡＸ　０４８－５９１－４０４３